

令和 8 年度金沢市議会 9 月定例月議会

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

目 次

1	新たに受理した請願（1 件）・陳情（2 件）.....	1
---	-----------------------------	---

1 新たに受理した請願（1件）・陳情（2件）

番号	請 願 件 名	請 願 人	紹介議員	受 理 年 月 日
	請 願 要 旨			付 託 委 員 会
	「安保法制と安保3文書の廃止を求める意見書」の採択を求める請願	石川県平和委員会 事務局長 XXXXXXXXXX	山下 明希 広田 美代 森尾 嘉昭	8.8.31
				総 務
第10号	請願趣旨 高市早苗首相自らが「存立危機事態」「自衛隊による武力行使」を示唆する発言を行うなど日本を戦争に巻き込む危険性が高まっている。 その背景には、多くの違憲の指摘を顧みず「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平和安全法制整備法）及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（国際平和支援法）（以下、合わせて「安保法制」という）の2015年の強行がある。 また、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」（以下、安保3文書）の2022年の閣議決定により、長射程ミサイルや空母の保有など攻撃的兵器の保有が進められ、周辺国の間で緊張を高めてきている。高市早苗政権は、アメリカのトランプ大統領要求に応え「防衛費」のGDP比3.5%を目指し「安保3文書」の見直しを進めようとしている。 このような「安保法制」「安保3文書」は廃止すべきである。 請願事項 「安保法制と安保3文書の廃止を求める意見書」の採択を求めます。			

番号	陳 情 件 名	陳 情 人	受 理 年 月 日
	陳 情 要 旨		付 託 委 員 会
第 37 号	『にし茶屋街地区まちづくり協定』の区域変更（藩政期に街並みが存在しなかった区域の除外）を求める陳情書		8. 8. 25
			建設企業
陳情理由			
にし茶屋街は、藩制期からある茶屋街で、そのまち並みの保存が、まちづくり協定策定の目的だったはずである。まちづくり協定は、住民がルールを決めて、住民がルールを守り、まちづくりを行っていくというものである。理想的なシステムと思われるが、実際は簡単ではない。そのような理想は机上の空論である。ルール策定に大部分の住民は参加していない。金沢市の意向・声が大きな人の意向により、ルールは定まっていくが、公平公正で、規制による制限が容認できるものになっているとは限らない。 金沢市がにし茶屋街の区域を定めているが、「金沢市は以前よりこの区域をにし茶屋街と考えています」と根拠不明な見解を示し、住民に参加を求めた。住民は十分な情報がなく、知識もなく、判断力もない。議論をする能力もなく、十分な議論をする機会もなかった。金沢市が言うことは正しいのだろうという判断材料しかない。協定参加後は、一切情報提供がない。何をやっているのか。まちづくり協定は何か分からないままである。 検番より南側の区域をにし茶屋街に入れているが、藩制時代にまちはなく、にし茶屋街と連続したまち並みは過去に存在したことはないと考えている。情報がないので、時間をかけて少しずつ調べるしかない。多くの藩制期時代の絵図があるが、調べた絵図には検番より南側の道路が出ていない。公図・公簿を調べると道路に地番があり、地租改正以降に用地買収で道路ができたことが分かる。写真なども残っているはずである。金沢市は協定案作成に当たり、多くの資料を取り寄せ持っていたはずである。にし茶屋街の歴史等について専門家の意見も聞いているはずである。ひがし茶屋街同様にまちの規模等に制限があった可能性はあるが、十分な調査はできていない。連続したまち並みがないことは最初から分かっていたことである。このことは、協定の区域を定めるとき、市民が判断するために必要で重要な情報である。金沢市は、自分たちの意向に反する不都合な情報を出さない。 「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」の中に「基本理念」がある。相互の信頼・理解・協働が書かれている。市民とは誰なのか。区域内的の市民全員である。情報を制限して、間違った方向に市民を誘導しているとしたらあってはならないことである。一部の住民にだけ情報を提供しているとしたら、条例違反ではないか。 藩制時代、税金は間口で決まるので、ウナギの寝床と言われる奥行きの長い土地が存在する。藩制期の前面道路でない奥行きの長い部分が現在道路に接していて、協定の壁面後退や意匠の規制を受けているとなると、多くの機能を犠牲にしないと建物を建てることはできない。 金沢市はこの協定で定められた連続したまち並みが理想的な景観と考えている。本当につくるとすると住民に大きな負担がかかる。住民よりも観光客を優先した施策だが、張りぼてのまち並みを見て、観光客が素晴らしいと感じるか疑問である。 過去に存在しないまち並みをまちづくり協定で規制をかけて住民につくらせる。このような施策が許されるのか。このまち並みを歴史に責任を持つ金沢のまち並みとしてよいのか。条例が適切に行われているか。金沢市にはチェックし、修正する機能・システムがない。明らかに問題があり、間違っていると思われる施策が、金沢市では正しい施策として継続していく。市議会には金沢市の間違った施策をチェックし、修正する機能があるはずである。			
陳情事項			
1. 『にし茶屋街地区まちづくり協定』の検番より南側の区域を、まちづくり協定の区域から外すことを要望します。			

番号	陳 情 件 名	陳 情 人	受 理 年 月 日
	陳 情 要 旨		付 託 委 員 会
第 38 号	議会傍聴者に対し市役所駐車場利用料金の減免・無料化措置を速やかに導入することを求める陳情書	生活者目線で金沢方式を考える会 代表 XXXXXXXXXX	8. 8. 28
			総 務
	陳情理由		
	① 市民の不断の政治参加と「開かれた議会」の実現 地方自治の主権者である市民が議会を直接傍聴することは、市政への関心と理解を深めるための重要な権利である。 しかし、現状の駐車場料金システムは、傍聴時間が長くなるほど市民に経済的負担を強いる構造となっており、市民の積極的な傍聴をちゅうちょさせる要因となっている。 全ての市民に公平な傍聴機会を保障し、本市が目指す「開かれた議会」及び「共創都市・金沢」を具現化するためには、本措置の導入が不可欠である。 ② 移動弱者・デジタル弱者への配慮と公平性の担保 本市は公共交通機関の利用を推奨しているが、高齢者や障害者などの移動弱者、公共交通機関の便数の少ない地域に住む市民、あるいは自宅でのオンライン配信視聴が困難なデジタル弱者にとって、自家用車を利用した直接傍聴は必要不可欠な手段となっている。 移動手段やデジタル環境の有無によって政治参加の機会に格差が生じる事態は避けるべきであり、福祉及び公平性の観点からも駐車料金の減免措置が強く求められる。 ③ 他の中核市における普及状況と整合性 全国の中核市（全62市）を対象とした実態調査によると、既に8割を超える自治体において、議会傍聴者に対する駐車料金の減免（無料化）措置が講じられている。他都市との比較においても、本市における本措置の導入は、先進的な取組ではなく、市民サービスとして早期に整備されるべき標準的なインフラであると考ええる。 ④ 極めて限定的な財政負担と高い公共的利益 本措置の導入に伴う市財政（駐車場収入）への影響を試算したところ、年間の議会開会日数及び傍聴席数から算出した最大値でも約250万円弱、実際の想定傍聴者数を勘案すれば年間数十万円程度にとどまる見込みである。このように財政への影響は極めて軽微であり、支出されるコストに対して、市民の政治参加促進という「公共的利益」の大きさは十分に上回るものと確信する。		
	陳情趣旨		
	本市が推進する「未来共創計画」に基づき、すべての市民が経済的負担を理由に躊躇することなく市政に関心を持ち、議場に足を運べる環境づくりを求めます。移動弱者やデジタル弱者を含むすべての市民が公平に議会を傍聴できる環境を整備するため、議会傍聴者に対する庁舎駐車場の利用料金減免（または一定時間無料化）措置を速やかに導入してください。		